

生活クラブ風の村保育園佐倉東
運営についてのお知らせ
(重要事項説明書)

2024年 4月

社会福祉法人生活クラブ
生活クラブ風の村保育園佐倉東

1. 事業の目的

生活クラブ風の村保育園佐倉東（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2. 運営の方針

児童福祉法に基づき乳幼児の保育を行います。

生活クラブ風の村の理念を基本にその子らしさを認め、子どもの可能性を信じる保育園、人と人をつなぐ保育園として地域に根ざします。

職員は柔軟な思考をもって、創造性豊かな保育の実現のために保育技術の向上に努めます。さらに地域のコーディネーターとして、手助けを必要としている方と力になれる方をつなぐ役割を果たします。さらに保護者が子育てを楽しみ、保育士と共に保育園創りができるよう支え合います。

3. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人生活クラブ
代表者氏名	理事長 三好 規
法人の所在地	佐倉市山崎 529-1
法人の電話番号	043-309-5811

4. 当園の概要

施設の種別	保 育 所		
施設の名称	生活クラブ風の村保育園佐倉東		
所在地	佐倉市本町 142-1		
電話番号	Tel 043-481-0225 Fax 043-485-6055		
管理者名	園長 井口 祥恵		
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 6名	3歳児 2号 19名	
	1歳児 3号 18名	4歳児 2号 19名	
	2歳児 3号 19名	5歳児 2号 19名	
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施		
職員への研修の実施状況	内部研修年12回、外部研修年30回程度実施		
認可年月日	2016年 4月 1日		

*利用定員は保育士の配置等の理由により、入園児数とは異なる場合があります。

5. 施設・設備等の概要

敷 地	全 体	2,921.07 m ²		
	園 庭	860.00 m ²		
建 物	構 造	木造		
	延 べ 面 積	949.57 m ²		
施設の内容	乳 児 室	2 室	保 育 室	4 室
	ほ っ く 室		遊 戯 室	1 室
	調 理 室	1 室	幼 児 用 トイレ	4 室
	調 乳 室	1 室	沐 浴 室	1 室
設備の種類	冷 暖 房			
そ の 他	太陽光発電設備、防犯カメラ4台設置、園庭整備を予定			

6. 職員体制 < 2024年4月1日（予定） >

職員職名	職務の内容	常勤	うち 有資格者	非常勤	うち 有資格者
園長	園全般の管理・運営	1人	1人	—	—
主任保育士	保育指導に関すること 事務に関すること	1人	1人	—	—
保育士	児童の保育に関すること 指導計画の作成	20人	20人	8人	8人
保育補助員	保育士の職務補助に関すること	—	—	※1 3人	0人
看護師	児童の健康管理、保健衛生に関すること	1人	1人	—	—
栄養士	献立に関すること 児童のアレルギー等に関すること	1人	1人	—	—
調理員	給食調理に関すること	—	—	3人	3人
事務員	保育園事務全般に関すること	—	—	2人	0人
用務員	保育園施設整備に関すること	—	—	2人	0人

※1 保育補助員3人は調理員と兼務。

*2024年2月1日作成につき、4月1日時点で人数の増減がある場合があります。

7. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	月～金：午前7時00分から午後8時00分 土：午前7時00分から午後7時00分
休園日	12月29日から1月3日及び日曜祝祭日

*災害その他特別の事情があるときは、休園する場合があります。

8. 保育を提供する時間

認定区分	通常保育時間	延長保育時間
保育標準時間	午前7時00分から午後6時00分	午後6時00分から午後8時00分 但し土曜日は午後7時00分まで
保育短時間	午前9時00分から午後5時00分	午前7時00分から午前9時00分、 午後5時00分から午後8時00分 但し土曜日は午後7時00分まで

*やむをえない理由により延長保育を利用するにあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途延長保育料が必要となります。

*延長保育の利用は、原則として「勤務時間+通勤時間」等を考慮した中での真に必要な時間となります。

9. 提供する保育等の内容

当園は、「保育所保育指針（2008年3月28日厚労告141）」及び「佐倉市保育・施設管理基準（2013年4月）」、生活クラブ風の村の保育の基本姿勢を踏まえ、以下の保育を行います。

① 養護及び教育を一体的に行います

保育士等は子どもの心の動きを読みとって、子ども自身が心で感じ、手ごたえを感じる時間を保障します。また一人ひとりを尊重して、乳幼児期にふさわしい経験ができるように共に生活します。

② 子育て家庭に対する支援を行います

誰もがその人らしく暮らせる地域づくりの核になる保育園となり、風の村の施設を十分活かし、地域の方々や専門機関と連携を図りながら、地域の子育てや保育の向上に力を注ぎます。

・ 地域子育て支援拠点事業（子育て愛らんど）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として園庭開放・講座等を実施し、子育てについての相談や情報の提供などにより、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

・ 一時預かり事業

保護者の仕事や家庭の事情で、継続的または一時的にお子さんの保育ができないときに、保育園でお子さんをお預かりします。

・ 産明け保育

生後 57 日目からの保育を行います。

・ 延長保育

就労時間や通勤等の関係で認定された保育必要量による認定時間よりも長くお子さんをお預けになる場合に利用いただけます。（生後 6 ヶ月経過後より利用可）

・ 障がい児保育

まずは、ご相談ください。職員配置などにより受け入れを判断させていただきます。

10. 食事

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。

行事等に合わせてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0～2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
3～5歳児	—	11時30分頃	15時頃

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要となります。

除去食及び代替食に対応します。

食物アレルギーマニュアルに基づき実施します。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出します。

大量調理施設衛生管理マニュアル、及び保育所における「食事の提供ガイドライン」に沿って衛生管理を行います。

日々の健康管理、確認及び細菌検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底します。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底します。

11. 利用料金

① 保育に係る利用者負担金（保育料）〈対象：0～2歳児クラス〉

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月末日）。

但し、納付書による納入も可能です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育料のほか、別表（P.6）に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

12. 利用の開始

当園は、利用調整により決定された利用開始日を基礎とし、

本重要事項説明書に対する同意書の提出後に保育の提供を開始します。

13. 利用の終了

当園は、以下の場合に保育の提供を終了します。

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当しなくなったとき。
- ② 保護者から保育園等退所届の提出があったとき。
- ③ 市外に転出等により保育等の利用ができなくなったとき。
- ④ その他佐倉市子ども支援部長が保育の実施を不相当と認めたとき。

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	佐倉順天堂医院
医院長名又は医師名	佐藤 仁
所在地 / 電話	佐倉市本町81番地 / 043-484-2341

② 歯科

医療機関の名称	ひでしま歯科クリニック
医院長名又は医師名	秀島 潔
所在地 / 電話	佐倉市生谷 1554-14 / 043-487-6480

15. 緊急時の連絡方法

① 園児の体調急変、けが等の緊急時

医療機関及び保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

② その他、緊急時

連絡システム「マチコミ」を利用し、園のパソコンよりお手持ちのスマートフォンへ一斉配信を行います。（行事の開催情報などの発信等にも利用します。）

※災害発生による緊急時、マチコミによる通信に不具合が生じた場合は、次頁の災害用伝言板をご利用ください。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書、安全計画により対応		
避難訓練	火災・地震・風水害・竜巻・不審者を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	消火器	自動火災報知設備	火災通報装置
	誘導灯及び誘導標識	避難器具	ハッチェジ型消火設備
	ガス漏れ報知器	非常用電源	
避難場所	第一避難場所：園庭	第二避難場所：佐倉東小学校	
<p>* 災害発生時は災害用伝言板を利用できます。080-2041-8820 * 季節に応じた避難用着替えを用意していただきます。詳細は別途お知らせします。</p>			

17. 園児の人権擁護及び虐待防止のための措置に関する事項

当園は、園児の人権擁護や虐待防止のため、以下の措置を講じます。

- ① 佐倉市こども家庭課との連携
- ② 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用
- ③ 社会福祉法人生活クラブ 虐待防止規程の遵守
- ④ 職員に対する研修

18. 賠償責任保険の加入

当園は、以下の保険に加入しています。

保険会社	全国私立保育園連盟
保険の種類	ほいくの保険
保険金額	対人1億円、対物200万円

19. 個人情報保護に関する基本方針

当園は、個人情報保護に関する基本方針として、「佐倉市個人情報保護条例」「生活クラブ個人情報保護管理基本規程」に基づき、適正な維持管理を行います。

なお、同様の情報管理が保たれている機関（行政・医療・教育・福祉機関等）との連携において、正当な目的のために、個人情報の伝達を行う場合があります。

20. 保育内容に関する相談・要望・苦情

当園は、生活クラブ苦情解決に関する規程を遵守します。

受付担当者	笛吹 陽子(主任)	
受付責任者	井口 祥恵(園長)	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	Tel 043-481-0225 / Fax 043-485-6055	
第三者委員	松下 やえこ	山田 晴子
	Tel 090-2463-6757 Fax 043-259-0730 Male matusita@jiu.ac.jp	Tel 047-430-2907 Fax 047-430-2907 Male harupion@gk9.so-net.ne.jp
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

21. 記録の整備

保育の提供に関する記録を完結の日から5年間保存します。

22. その他の留意事項

当園の開園とともに、生活クラブ風の村保育園佐倉東保護者会が発足しました。保護者代表の役員が中心となり、活動を行います。年度初めに総会が開催され、年間の活動や会計の内容についての報告を行います。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額	
クラス帽子	外遊び等で使用するため	1 歳児～	1,000 円程度
アルバム 写 真	卒園までのアルバム作成のため (初年度より個人用のアルバムを 作成し、卒園時にお渡し)	初年度	アルバム・写真 1,500 円程度
		次年度以降	写真のみ 300 円程度 【※】卒園年度は 1,000 円程度
連 絡 帳	こどもの様子を共有するため	0、1歳児(通年) 2歳児(4-8月)	ファイル 100円程度 用紙 [月額] 20円程度
		2歳児(9-3月)	ノート 100 円程度
		3,4,5 歳児	ノート 100 円程度 連絡帳袋 200 円程度
集 金 袋	集金漏れ、未納入を防ぐため	全 園 児	100 円程度
ポ リ 袋	おむつ廃棄、 汚れ物持ち帰りのため	0、1歳児(通年) 2歳児(4-9月)	[月額] 100 円程度
		2歳児(10-3月)	[月額] 50 円程度
手口ふきシート	昼食、おやつ時に使用するため	0、1,2歳児(通年) 3 歳児(4-8 月)	[月額] 150 円程度
個人用引出し	衣服等保管のため	2 歳児～	1,000 円程度
給 食 費	昼食、おやつ食材費	3 歳児～【※】	[月額] 5,800 円

*その他、園外活動等において実費負担を求める場合あり。

【※】給食費支払い免除

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子
- ・第 3 子以降の子（同一世帯に、保育施設、幼稚園、認定こども園などを利用している上の子が2名以上いる場合）

2. 延長保育料（利用申込者のみ）

30 分につき [月額] 500 円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分、保育短時間認定の場合は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分）を超えて利用する場合。

利用時間は午前 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで（土曜日は午後 7 時 00 分まで）

3. 布団リース代（利用申込者のみ）

[月額] 700 円程度

※利用申込者以外で、ご自宅の布団を持参できず急遽リース布団を利用する場合 [日額] 100 円

4. その他利用料（利用希望者のみ。利用料納入先は業者）

①写真購入代

インターネット写真販売システム「ルクミーフォト」導入済。

購入希望者は、スマートフォン等で写真を閲覧し、直接購入手続きを行う。

②おむつ定額サービス利用料 [月額] 2,400 円

保育園に直接おむつ・おしりふきが届く月額定額制の使いたい放題サービス「おむつん」導入済。

利用希望者は、直接業者へ申し込み。おむつへの記名の手間や荷物の削減可能。

生活クラブ風の村保育園佐倉東運営についてのお知らせ
(重要事項説明書) についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名	生活クラブ風の村保育園佐倉東
説明者	園長

私は、本書面に基づいて生活クラブ風の村保育園佐倉東の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

20 年 月 日

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児 童 名

児 童 名

児 童 名